

不利益処分基準（公表用）

様式第4号
所管課 建築住宅課

法令名	建築基準法	法令の番号	昭和25年法律第201号		
不利益処分の種類	違反建築物の設計者等に対する措置	根拠条項	法第9条の3第2項		
処分基準	<p>○建設省通達に準ずる。</p> <p>・「違反建築物の設計者等に対する通知について」（昭和49年7月17日住指発593号）</p>				
	対応区分	1 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理機関 建築住宅課 土木事務所	交付機関 建築住宅課 土木事務所	目次NO